

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

特殊車両通行 許可認定 申請書 新規、更新、変更 < >

道路管理者 世田谷区長 保坂展人 殿

年 月 日

通行開始日	年 月 日	〒	—
通行終了日	年 月 日	住 所	

車種区分	1	会社・氏名	
車両番号等	車両及び型式	代表者名	TEL
2 他 台	3 9	担当者名	TEL

積載貨	幅	高 さ	長 さ	品 名
他 台				

車両一覧各欄から最大数値を、申請証の車両諸元に記入する。

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長 さ
	4-1 kg	cm	cm	kg	5-1 cm
	幅	高 さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	6-1 cm	7-1 cm	cm	8-1 kg	kg

通行区分	往復 片道	通行経路数	経路	通行経路は裏面
------	-------	-------	----	---------

更 新 又 は 変 更 経 緯					
申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時	. .		/		
前回	. .		/		

特殊車両通行 許可証 認定書

世土指 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり 許可認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 の有効期間 認定書	自: 年 月 日	道路管理者 保 坂 展 人 印
	至: 年 月 日	

通行経路記入欄

道路幅員に支障ない道路から目的地までの経路をこの欄に記入するか、
詳細な地図を別に添付する。

備考

〔Ⅰ〕申請書の記載要領

1. 「許可・認定」については、該当するものを○で囲むものとする。
2. 「車種区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「ポールトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダブルス」等具体的に記載すること。
3. 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により該当車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号を記載すること。
「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき運輸大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック、トラクタ)、下段に被けん引車(トレーラ)の登録番号等を記載すること。
4. 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。
また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
5. 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。
なお、複数経路の場合は通し番号を付すること。
6. 申請書には、次の書類書類及び図面(以下「付属書類」という。)を添付すること。
 - (1)車両一覧表
 - (2)道路運送車両法による自動車検査証の写し(全車両分、運転免許証写し不要)
 - (3)通行経路表(出発地から目的地までの全体経路を表示すること。協議対象の区道においては路線番号を表示すること。)
 - (4)通行経路図(世田谷区内のみの詳細図とする。路線番号や目的地の出入り口を明記すること。)
 - (5)世田谷区以外の道路管理者先への申請書の写し(又は許可書の写し)※ 申請書(世田谷様式)は2部提出(クリップ止め)

〔Ⅱ〕許可書又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

1. 本証の交付を受けたものは、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証及び付属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から処置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証及び付属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

〔Ⅲ〕不服申立て

この特殊車両通行認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区に審査請求することができる。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として(訴訟において世田谷区を代表とする者は世田谷区長となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。

(なお、本証を受け取った日又は審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日又は審査請求に対する決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)ただし、前記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

車両一覽表

[illegible]